

固定資産の減損会計

—近年の動向について—

中野 一 豊

(豊橋創造大学大学院修士課程) 浮海 裕 二

はじめに

わが国の会計基準は、これまで取得原価主義会計を中心とし、取得原価を資産の評価の基準としてきた。つまり、財務諸表における費用及び資産の測定は、原則として取得原価に基づいて行われる会計である。

これに対して固定資産の減損会計は、資産の評価問題として登場しており、資産の収益性の低下に伴う資産価値の下落に対する会計問題として、その適用をめぐる活発な議論が展開されている。その背景には、昭和から平成に元号が改まって経済不況が始まったことと無関係ではない。株価を中心とするバブル景気からその崩壊によるデフレ経済が本稿のテーマを取り上げる要因になっている。

わが国において固定資産の減損会計が取り上げられることとなった要因をあげてみると、第1に不動産を始め固定資産の収益性や価格が低下して、回収できない簿価をバランスシートに繰り越しているのではないかと疑念が広がり、それがディスクロージャー制度への社会的信頼を損ねかねない状況にあること。第2には、国際的にもアメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB という) から、1995年に財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards : SFAS という) 第121号「長期性資産の減損及び処分予定の長期性資産の会計処理」(以下FASB基準という) が公表され、固定資産への減損会計が既に実務に導入された。また、SFAS第121号公表後も見直しのプロジェクトが継続され、2001年6月に改訂案「長期性資産の減損又は処分及び処分関連債務の会計処理 (SFAS第144号)」が公表された。国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : IASC という) も、国際会計基準 (International Accounting Standards : IAS という) IAS第36号「資産の減損」(以下IASB基準¹⁾ という) を1998年に公表と言うように、減損会計が整備されているが、日本において事業用の固定資産については、商法に一般的な規則²⁾ があるのみで具体的な会計基準は整備されていないことがあげられる。財務諸表の透明性、国際的調和から国際的統一化といった観点から、わが国の固定

1) 国際会計基準委員会 (IASC) に代わり、2001年4月に新たに組織された国際会計基準審議会 (IASB) によって設定・公表される国際財務報告基準 (IFRS) が、事実上のグローバルスタンダードとなる。

2) 商法第34条第2項において「予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」と規定されている。詳細検討は、第3章1節で述べる。

資産の減損に係わる会計基準は整備されはじめたばかりである。

本稿は、固定資産の減損会計に関する近年の動向について、FASB基準およびIASB基準の検討とわが国の対処を目的とする論文である。

1. わが国における取得原価主義会計と減損

1.1.1 取得原価主義の特徴と減価償却

企業は、調達した資金を事業に投下し、その過程でさまざまな資産を取得し、利益を獲得して資金を回収するというサイクルを繰り返すことにより継続している。現行の会計基準は、取得原価主義に立脚するものであるといわれているが、それは企業が継続していくことを一つの前提に成立している（継続企業“going concern”の前提）。継続企業の前提は、利益獲得のために資金を事業に投下し回収するという企業活動のサイクルの中で理解すれば、資金投下の過程で取得する資産より回収する資金の方が大きいことを暗黙の前提としていることができる。資金投下の過程で取得する資産より回収する資金の方が小さい場合が常態化すると、利益獲得を前提とする企業の存続自体が危うくなり、継続企業を前提とする会計基準を適用することが適切ではなくなってしまうという見方も出てきた。

そこでこの章では、わが国の現行会計制度の中心として存在しつづける取得原価主義の取扱いと減損の認識への背景について述べることにする。

取得原価主義会計とは「企業会計におけるすべての資産の原初入帳数値は、原則として、交換市場において独立の当事者（売手と買手）間で成立した価格（原初取引価格）に基礎をおき、この価格が損益計算のための出発点となり、それは、当該資産が企業内に保有されている期間中ずっとその意味をもちつづける会計方式³⁾」をいう。つまり、財務諸表における費用および資産の測定を、原則として取得原価に基づいて行う会計である。

この取得原価主義会計における会計処理上の基本的な考え方には、取引価格主義⁴⁾があり、その計算システムの構造上の特徴は原則として、「原価—実現主義」に基づく資金的裏付けのある利益を重視している点にある。

取得原価主義会計は、顕著なインフレーションの下では「①資産価格が実態からかけ離れている、②費用についても最新の金額が反映されていない、③費用額と収益額がカレントな期間対応を示していない、④名目的な資本維持計算のためにインフレによる架空利益が計算され、それが配当・課税の財源に充てられることによって、企業における実質または実体資本の維持ができない⁵⁾」などの欠陥が指摘される。

取得原価主義会計の欠陥が指摘されつつ、現行会計制度の中心として存在しつづけてきた理由として、第1「処分可能利益の算定」、第2「財務諸表監査における信頼性の確保」および、

3) 広瀬義州『財務会計〈第4版〉』中央経済社、2003年、p.100。

4) 取引価格主義とは、「会計帳簿または財務諸表に計上する数値は、原則として、交換市場において売手と買手（企業と外部の第三者またはその逆）の間で成立した取引価額に基づいて計上し、報告すべしとする考え方」同上書、p.100。

5) 新井清光『企業会計原則』森山書店、1985年、p.187。

第3「受託責任遂行状況の報告」のいずれにも適合していることがあげられる。また、上述したように複数の測定基準が介入しないという点で「制度的実行可能性⁶⁾」、「検証可能性」を有し「保守主義」という情報特性を持つ。

これは商法、法人税法、証券取引法などが複雑に結びついた、わが国の会計制度にも適合してきた。また、世界の主要諸国においても採用されてきたのである。

1.1.2 取得原価主義会計における減価償却の位置づけ

減損会計の導入は、取得原価主義会計における減価償却の位置づけを改めて問うものである。原価配分としての減価償却と、回収可能価額を基礎とした減損の位置づけが問題となっている。

そこで第2項では、取得原価主義会計における減価償却の意義と特徴をみる。

減価償却の本質をめぐる解釈として、原価配分として捉える説（会計的減価償却）と価値減少として捉える説（経済的減価償却）がある。前者は「配分」思考に焦点をおき、これに対し後者は「価値」評価に焦点をおく点で相違する。

IASB基準では原価配分として捉える説を採用し、価値の減少がなくても減価償却を行う必要があることを規定している⁷⁾。

日本基準においても減価償却を原価配分として捉えている⁸⁾。

原価配分としての減価償却とは「減耗性資産など特殊なものを除く有形固定資産に適用される原価配分の会計手続きを指し、その資産の取得原価（残存価額がある場合にはそれを差引いた金額）をその利用期間にわたって組織的かつ合理的な手法で規則的に期間配分すること⁹⁾」である。

減価償却の目的は、その資産から獲得される収益と減価償却費を期間的に対応させて、期間損益計算を適正に行うことにあり、その資産の価値を評価することではない。つまり、原価配分としての減価償却は、動的会計思考に立脚する費用収益対応の原則、および取得原価主義会計の構造的特徴の一つである「原価配分原則」に基づく会計処理手続であるといえる。

このことから減価償却は、取得原価主義会計の基本構造の一つとして位置づけられる。

6) 制度的実行可能性：資産を取得から売却に至るまで取得原価を「唯一の測定属性」として計算・記録することとなり、追跡可能性、利益の単一性などに結びつく。

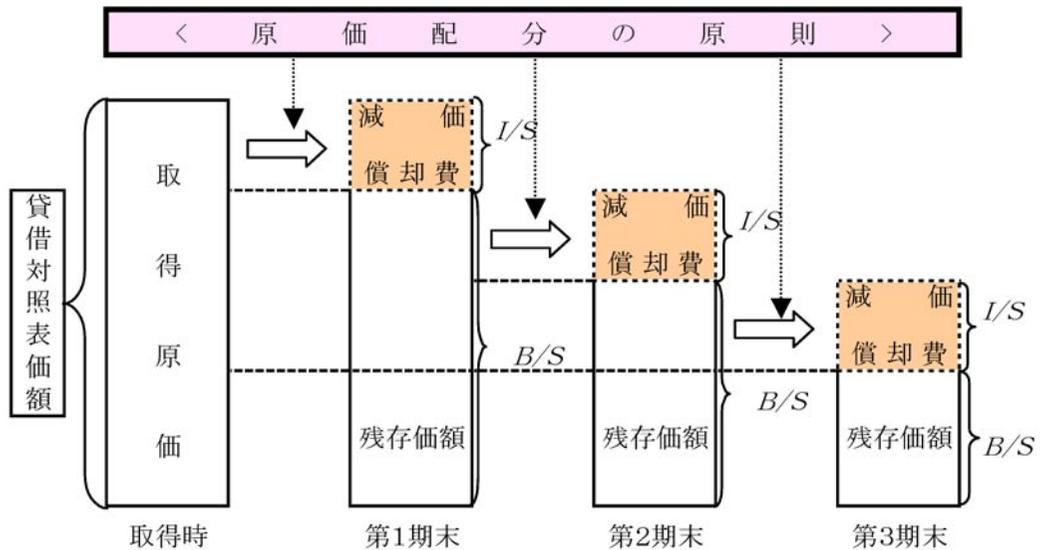
7) International Accounting Standards Committee [IASC], International Accounting Standard No. 16, *Property, Plant and Equipment*, Sep., 1998. (日本公認会計士協会国際会計基準委員会訳『国際会計基準有形固定資産』日本公認会計士協会, 1998年。

8) わが国の「企業会計原則」貸借対照表原則五において、以下のように規定されている。

「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として当該資産の取得原価を基礎として計上されなければならない。資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によってその取得価額を各事業年度に配分し、無形固定資産は当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得価額を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。」

9) 宮本匡章・森田哲彌『会計学辞典（第4版）』中央経済社、2001年、p.137.

図1-1 有形固定資産の原価配分手続



[略語] I/S…Income Statement, B/S…Balance Sheet

(出所) 広瀬義州『財務会計〈第4版〉』中央経済社 2003年 p.244 (一部加筆)

1.2.1 取得原価主義会計から時価会計へ

時価会計を時代的に振り返ると、石川純治教授は三つの系譜があるとしている¹⁰⁾。第1は、1970年代に資本維持概念を基軸に活発な論争が展開された時価会計。第2は、1980年代中頃から1990年代を経て今日の最終段階に至っている金融商品を中心とした時価会計。第3は、今日わが国で議論され始めるようになった「減損会計」である。

第1の時価会計は、1973年のオイル・ショック後、世界的にインフレーション会計が問題とされたとき、物価変動会計導入の措置として取得原価主義会計の再検討が提唱されたのである。

これに対し第2の系譜、つまり今日の問題は、インフレーション会計を背景としているのではないことは確かである。再検討すべき主な論点は「原価主義会計の評価基準と損益の認識基準についてである¹¹⁾」とされる。

今日、取得原価主義会計の再検討が提唱され、時価主義会計導入の議論が活発にされる背景には、1980年代からアメリカのウォール街を中心として起きた「金融技術革新」がある。金融技術革新によりスワップ、オプション、先物などの様々なデリバティブ（金融派生商品）が誕生し、その取引は世界規模で行われ急速に拡大した。

10) 石川純治「減損会計と利益計算の構造」『企業会計』第53巻(2001年)第11号, p.4.

11) 森田哲彌「原価主義会計の再検討」『企業会計』第47号(1995年)第1号, p.25.

デリバティブを含む金融商品に対し、取得原価主義会計に代えて時価主義会計が必要とされる理由として①経済実態の反映、②内部リスク管理との整合性、③受託責任の明確化と利害関係者間の公平確保があげられる¹²⁾。

これまで日本では、商法、税法、証券取引法のいわゆるトライアングル体制の下では、時価会計の導入は不可能であると言われてきただけに、時価会計の導入は画期的なことといえる。

そして現在、第3の「時価会計」としては金融商品から固定資産に関する議論に移っている。わが国における固定資産の減損会計は収益性の低下にともなう資産価値の下落に対する会計問題として、その適用をめぐり活発な議論が展開されている。

1.2.2 減損会計導入の背景

1998年10月、日本長期信用銀行が事実上破綻、続いて12月には日本債券信用銀行が同じ道を歩んだ。こうした事態に至った直接の原因は回収が困難な融資（不良債権）を大量に抱え、回収不能を見込まれる債権の金額が自己資本を上回るか、それに近い水準まで膨れ上がっていたことである。不良債権に苦しんでいるのは、この2行に限ったことではない。大銀行をはじめ、ほとんどの金融機関が大量の不良債権にあえいでいるといっている。こうした不良債権が会計に投げかけた大きな問題は、「なぜ不良債権の含み損が会計上早期に処理されなかったのか¹³⁾」ということである。金融機関の経営破綻が表面化するまで、財務諸表に金融機関が抱える不良債権に係わる巨額の含み損の存在が、全く反映されない会計処理のあり方に厳しい批判が集まった¹⁴⁾。

巨額の含み損に対しては、「現行企業会計は、含み損を実現させずある程度の利益を計上し続け、突然資金繰りの悪化から倒産するようなケースを容認してしまうことになる¹⁵⁾」との指摘があった。しかし現在の状況は、その指摘どおりに倒産を容認する形となってしまったのである。

アメリカで有価証券に時価評価が導入されたきっかけは、1980年代の金融機関の経営危機であったといわれている。貯蓄貸付組合（savings and loan associations : S&L）をはじめとする金融機関の破綻が相次ぎ、預金保険基金は枯渇し、巨額の財政支出を余儀なくされた。金融機関の経営悪化に対して、規制機関は猶予政策を採り問題を先送りしてきたが、そのことがかえって破綻処理コストを大きくしてしまった。こうした反省から早期是正措置が導入されたが、金融機関の経営状況の早期発見には原価ベースの情報ではなく時価ベースの

12) 吉田康英『金融商品の時価会計』税務経理協会、1999年、pp.14-17。

13) 田中建二『時価会計入門』中央経済社、1999年、p.43。

14) 1999年3月期決算より、日本基準における英文財務諸表では、次のような警句が注記される例がみられる。「この財務諸表は、日本以外の国または地域で一般に公正妥当と認められた会計基準及び会計実務に準拠して、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローを表示することを意図されたものではない。」(小賀坂敦『この一冊で時価会計・減損会計がわかる→できる』ビジネス社、2001年、p.13)

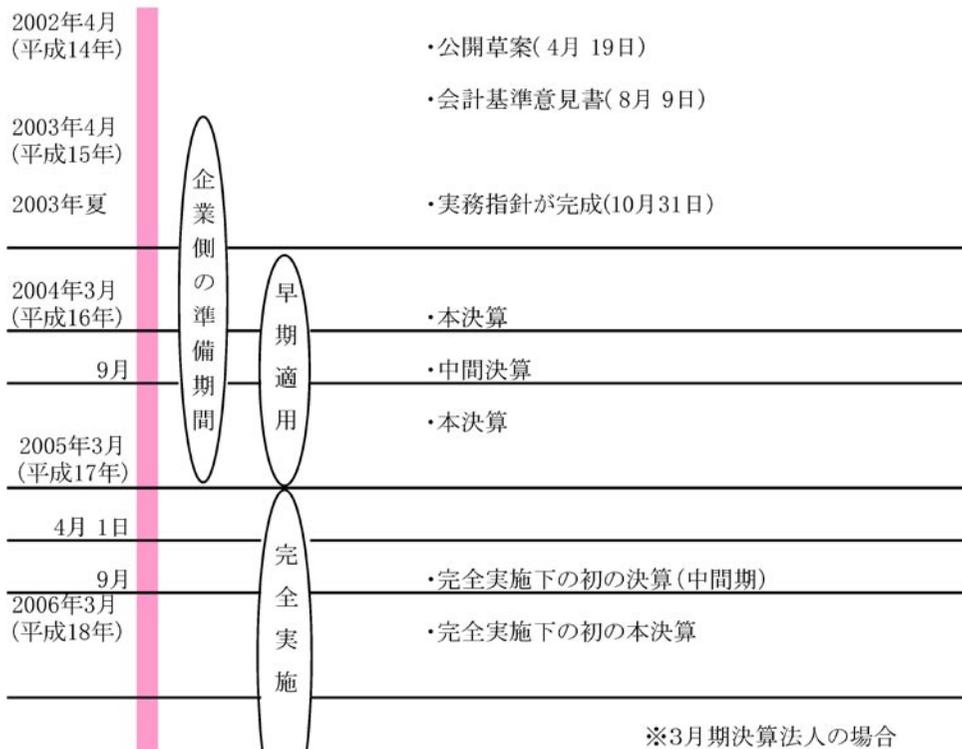
15) 宗像雄一郎「有形固定資産の評価損に関する会計処理上の問題点」『JICAPジャーナル』第8巻(1996年)第5号、p.86。

情報が不可欠であると認識が高まってきた¹⁶⁾。

アメリカでの不良資産の減損の測定もS&L危機を契機とした時価評価導入の一連の流れのなかから生じたものであるといわれる¹⁷⁾。

アメリカの財務会計基準審議会 (FASB) が1995年に公表した財務会計基準書 (SFAS) 第121号は、減損会計を正式な会計基準として公表した初めてのものである¹⁸⁾。アメリカでの減損会計基準設定までの動きは、他のアングロ・サクソン諸国やIASCにも波及した。特に証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions : IOSCO) は、IASに対する「コア・スタンダード」[core standards] : (国際的な会計基準が備えていなければならない基幹となるような基準) に減損会計を含めたため、その設定作業が急がれることとなった¹⁹⁾。

図1-2 減損会計適用までの日程



(参考) 辻山栄子『逐条解説 減損会計基準 第2版』中央経済社, 2004年 p.204

16) 田中建二『前掲書』p.19.

17) 田中建二『前掲書』p.176.

18) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.21: *Accounting for the Impairment of Long-lived Assets to Be Disposed Of*, 1995.

19) 梅原秀継『減損会計と公正価値会計』中央経済社, 2001年, pp.33-34.

減損会計がコア・スタンダードの一つに加えられたことにより、国際的な潮流に乗り遅れまいとの観点から、日本においても減損会計導入に関する議論が活発に展開されている。

その背景には、①金融技術革新により金融商品取引が世界規模で拡大したことで、金融商品に対して時価会計が導入されたこと、②相次ぐ金融機関の破綻および、経営状況の早期発見と財務諸表の健全化の観点から、時価ベースの情報が不可欠であるとの認識が高まったこと、③実際にわが国ではバブル崩壊により含み損を抱える企業が多数あること、④将来キャッシュ・フローの見積による評価が浸透しつつあり固定資産にも波及してきたことなどが挙げられる。

金融庁は、2005年度（2006年3月期）からわが国への減損会計を導入する方針を示した。

2. 減損会計をめぐる国際的動向

2.1. アメリカの減損会計の背景

減損会計を正式な会計基準として最初に公表したのは、アメリカのFASBである。1990年に討議資料『長期性資産および識別可能な無形資産の減損の会計処理』を、1993年には公開草案（Exposure Draft）『長期性資産の減損の会計処理』を公表し、さらに、同討議資料・公開草案に関する公聴会を開催するなど、広く各界の意見を求めた。そして、それら提出された意見等を踏まえ、FASBは1995年3月にSFAS第121号『長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理』を公表した。同年12月16日以降開始の事業年度より適用されている。

本論では、SFAS第121号設定までの経緯、基準書の内容を『減損会計をめぐる論点²⁰⁾』にそって概観すると以下のとおりにまとめることができる。

減損の根拠は、固定資産の簿価を「正規の減価償却」とは別に、追加的に切り下げる必要性を事実上の新規投資が行なわれたものとみなしうる「用途の変更」と位置付けている。従って、償却性資産に係る用途の変化を引き起こすような収益力の低下が生じたかどうかを重視している²¹⁾。

2.2. 国際会計基準の動向

IASCは1997年5月に公開草案E55「資産の減損」を公表した。IASCが減損の会計処理の問題を取り上げるに至った直接の契機は、IOSCOがIASを承認する要件であるコア基準のなかに、「資産の減損」が含まれたことにある。

IASにおける減損会計の改訂作業は、同時期にはじまったIAS第22号「企業結合」やIAS第38号「無形固定資産」においても重要な意義をもっていた。買入のれんや無形資産について、規則的償却のかわりに減損テストのみを要求する提案が行われていたからである²²⁾。

20) 減損会計研究委員会報告『減損会計をめぐる論点』企業財務制度研究会、1998年、pp.50-59。

21) 伊藤邦雄・田中建二・弥永真生・米山正樹『時価会計と減損』中央経済社、2004年、pp.189-191。

22) 梅原秀継『減損会計と公正価値会計』中央経済社、2001年、pp.34-35。

こうした経緯の後、1998年IASは、第36号「資産の減損」(Impairment of Assets)を公表した。それによると減損の根拠を「簿価の回収可能性に係る通念」に置いている。基準書では、最善の努力を費やした時回収が見込まれるキャッシュ・フローの価値に着目し判断とされる。保有中の資産に係る最善の選択肢は、利用を通じてキャッシュ・フローを回収するか、資産自体を売却するのか、いずれか一方と考えられるのである。従って、簿価の回収可能性が損なわれている場合を使用価値と処分価値のいずれか大きい方(回収可能額)との対比より、簿価が過大となった部分を切下げるといふ追加的な修正手続きが必要となると導いている²³⁾。

逆に問題の償却性資産をめぐる経済環境が好転し、当初から回収可能性は損なわれていなかったことが後で判明した場合は、不必要な簿価切下げを行ってしまった評価損失を取り消すべく損失の戻入れを行うことになる。

2.3. 日本の対応

2.3.1. 企業会計審議会の動向

企業会計審議会は、2001年7月6日「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」(以下「経過報告」という)を公表し、これまで審議を行ってきた固定資産の減損と投資不動産に係る会計処理・開示について、議論の概要や考え方を明らかにした。

2.3.2. 国際会計基準と日本基準との比較

わが国において減損会計に関しては、基本となる会計基準がなく、「経過報告」の内容はFASBとIASの両基準を取り入れながら、日本独自の考え方も示している。わが国における審議の内容は、もう一つ別の考え方から減損処理のあり方を検討している。

以下では、それぞれの基準書の主な異同点についてみることにする。

まず、FASB基準とIASB基準の相違点から触れてみると、償却性資産についてどういうケースでどれだけの減損処理が必要なのかについて違いが見られる。

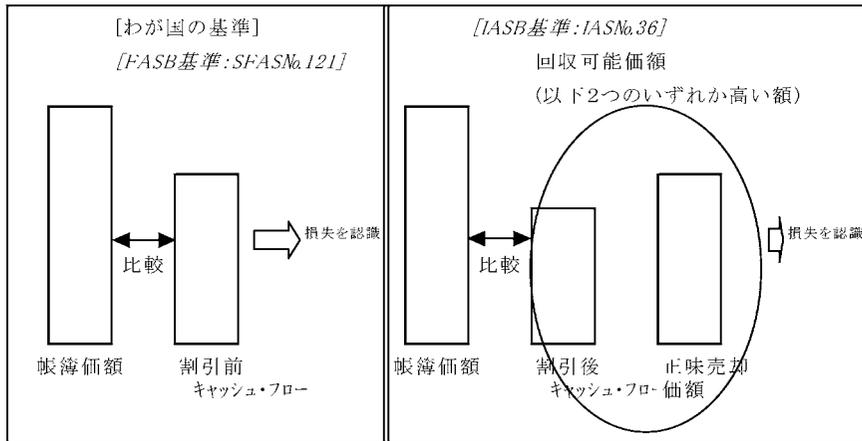
前者が収益力の低下を契機とした事実上の再投資(使途の変化)を切下げの論拠とみなしているのに対し、後者は簿価の回収可能性が損なわれてしまったことを切下げの論拠とみている。こうした違いは、①簿価の切下げを行うかどうかの基準(いわゆる認識基準)や、②簿価をどういう評価額まで切下げるときの基準(測定基準)から生ずるのである。

他方、FASB基準及びIASB基準はいずれも、将来キャッシュ・フローを見積もり直した時点の簿価、利用価値、処分価値(時価)などだけを考察の対象としている点では共通している。では、日本の基準はどうか。「もう一つの方法」として企業会計審議会より公表された意見書から、いずれの基準もその点で食い違っていることが明らかになった。

日本基準では、投資期間の全体を通じた収益性に着目して減損処理の要否を判断するのは、たんに簿価(固定資産の未償却残高)が価値(使用価値や売却価値)を超えてしまうような事態(言い換えれば簿価の回収可能性が損なわれるような事態)が生じたとしても、それ自体は簿価切下げの契機となりえないと判断している。従って正規の減価償却計画外で簿

23) 伊藤邦雄・田中建二・弥永真生・米山正樹『時価会計と減損』中央経済社、2004年、pp.94-197.

図2-1 減損損失の認識の違い



(出所) 黒沢 泰『不動産の時価評価と減損会計』中央経済社，2002年 pp.148-149 一部加筆

価を切下げる必要が生じるのは、投資が全体として割のあわないものとなってしまった場合に限られることになる。つまり「投資の失敗によって生じた過大な簿価」と「当初から織り込み済みという意味で、単なる見かけ上の過大な簿価」とをIASB基準と区別している。前述の考え方からすれば、本来は過去に遡って償却ベースを引き下げる手続きが求められる。しかし実際には、簿価は将来キャッシュ・フローを見積もり直した時点における回収可能額（使用価値と売却価値のうちいずれか大きい方）まで引き下げることになる。この処理は、結果的にIASB基準と同様のものとなる。

3. 現行の会計基準と減損の位置づけ

3.1. 減価償却との関係

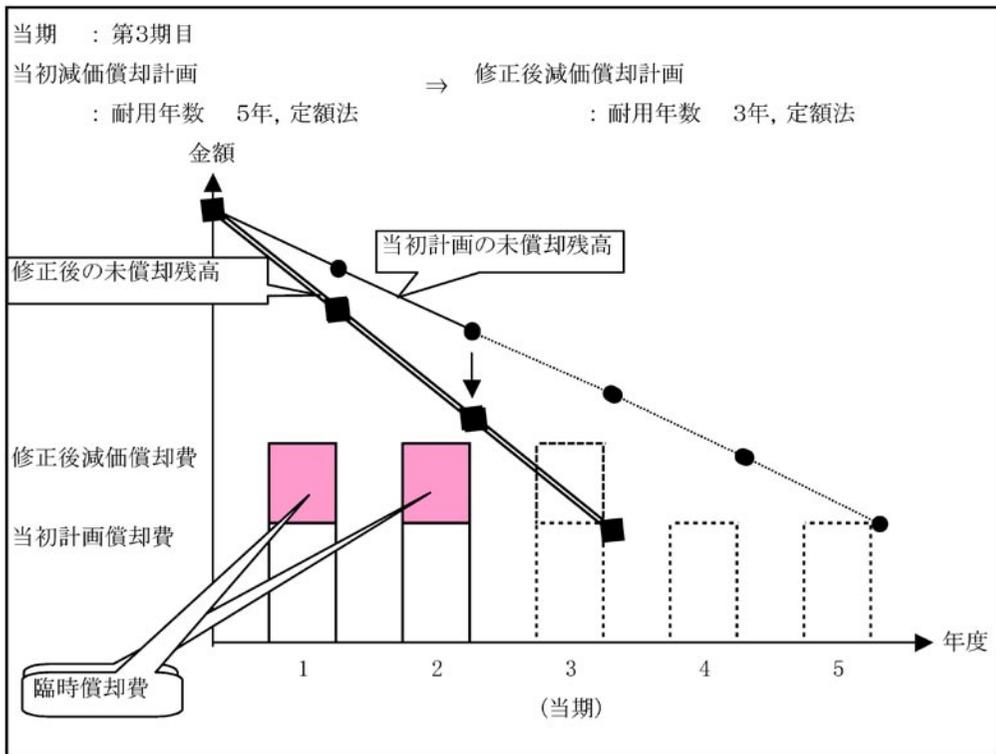
減損会計の問題の一つとして、減損を認識する主たる目的が資産の評価にあるのか、それとも適切な利益にあるのかが問われる。前者とすれば一連の時価評価導入の延長線上に減損会計が存在することとなり、後者によれば時価会計とは異質のものであって、減損とは将来に損失を繰り越さないための臨時償却的な減額であると解される。

後者による減損処理は、「固定資産の（時価）評価問題というよりは現行の利益計算の枠組みのなかにおける原価配分の一環として捉えることが適切である²⁴⁾」とされる。

本稿では、減損を取得原価の期間配分、つまり費用配分の範疇というとらえ方をした場合に、減価償却との整合性とくに商法の「臨時償却」および「臨時損失」との関係について触れることとする。そのイメージを図3-1として示しておこう。

24) 辻山栄子「会計測定と時価の概念」『COFRIジャーナル』第42号（2001. 3），p.42.

図3-1 臨時償却



3.2. 減損の位置づけ

現行会計ルールは取得原価主義に基づき行われている。そのため減損の意義も現行会計ルールとの整合性をもつものでなければならないとの趣旨から、伝統的な取得原価主義会計の基本構造である原価配分の中にその意義をもたせようという議論である。しかし、減損会計導入の背景には、金融技術革新による金融商品取引の世界的規模で拡大してきたことから、財務諸表の信頼性の確保、金融商品への時価評価があることは否定できない。

4. わが国への減損会計導入をめぐる諸問題

減損会計導入は、減損が生じる可能性がある固定資産を保有する企業にとって、その含み損を表面化させることになる。一挙に財務体質が悪化することが予想され、減損会計の衝撃は、金融商品の時価評価が導入された時の衝撃よりも大きなものになると思われる。減損が生じる可能性がある固定資産を保有する企業は、導入前に事前対策を講じておく必要がある。

① 利用方法を変えて対応

資産の利用方法を変える目的は、資産の使用価値を高め、資産から得られるキャッシュ・フローを向上させることによって、資産の回収可能価額を高めて将来における減損損失の発生の可能性を低減することにある。

② 不良資産の処分

利用方法を変えても、その資産からキャッシュ・フローが見込まれない場合には、資産の売却や廃棄といった処分を早めに行うことが対応策として考えられる。

不良資産を処分することによるメリットは、含み損という過去の負の遺産を処分し、本業の前向きな経営に専念することが可能となること、不良資産を売却した場合には売却代金としてキャッシュが手に入り、事業の再投資などに活用できること、売却損失を法人税上の損金に算入できることなどが挙げられる。

固定資産の減損会計を前倒して導入する企業は、相次いでいる。2004年3月期には、新日本石油や新日本製鉄など大手企業が相次いで損失処理をし、上場企業の処理額合計は1兆円を超えたとも言われている²⁵⁾。

(2004年3月期連結決算で固定資産を減損処理した主な企業) (単位：百万円)

法人名	減損損失	当期純損益	法人名	減損損失	当期純損益
新日本石油	116,215	△125,370	東京急行電鉄	35,521	△63,106
伊藤忠商事	77,611	△100,691	日本信販	65,803	217,688
新日本製鉄	34,283	31,184	大成建設	16,230	5,011
りそなホールディングス	27,976	1,663,964	損保ジャパン	20,788	64,174

[出所]：各企業HP…IR情報より

これら減損会計の前倒しの背景には、会社業績の回復に伴い損失処理する力が生じたため、早期に財務体質を改善して前向きの投資に備えるのが狙いと思われる。早期処理に踏み切れば、市場からは勝ち組と評価される公算が大きいことから財務の健全化を競い合う局面に入る。

おわりに

固定資産の減損会計は収益性の低下にともなう資産価値の下落に対する会計問題として登場し、大枠は取得原価主義会計の枠内での議論となっているが、伝統的な取得原価主義会計とどこまで整合的かが問題となる。そこで、2003年2月28日に改正された法務省令の商法施行規則第29条は、株式会社について、「固定資産については、その取得原価又は製作価額を付し、毎期決算期において相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない」と定めた。すなわち、取得価額から減価償却累計額を差し引いたものが固定資産の評価額となるが、計画的な費用配分

25) 日本経済新聞 2004年5月4日付、同年11月25日付記載記事より。

の結果としての資産の帳簿上の残存価額が予定外の原因により適正なものでなくなった時、「相当の減額」をしなければならない。この固定資産の状況に応じた損失を計上し、簿価を引き下げること商法でも規定したのである。これにより日本基準も、米国FASB、国際会計基準審議会IASBなどの会計基準と肩を並べたかにみえる。

しかし、商法の「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ²⁶⁾」とみなされる企業会計審議会より発表された「…減損に係る会計基準の設定に関する意見書²⁷⁾」は、FASB基準の考え方とIASB基準の考え方を折衷した会計処理を提案した。たとえば、減損損失の認識をみてみると、アメリカ基準（FASB基準）と同様に、資産が生み出す割引前の将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る時には、減損の存在が相当程度に確実であるとして、減損損失を認めている。これに対して、減損損失の測定については、国際会計基準（IASB基準）と同様に、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額である回収可能価額まで帳簿を減額することとしていると言った具合である。

実務上の問題としては、日本で最も影響が大きいのはバブル期に取得した土地の含み損といわれる。土地の問題は日本固有の問題とあってよい。その他、将来キャッシュ・フローの見積り期間や割引率、資産のグルーピングの問題など、減損会計を導入するに当たっては監査上の問題も多い。また現行税法の税法上との取扱いに差があることから法人申告の申告調整は、減価償却が終了するか、資産が売却されるなどの手続きがなされるまで行われることになる。つまり、減損会計の適用資産については、従来の税務上の減価償却計算とは別の償却費計算を行うことになるわけで、企業側は適用後の資産管理を慎重に対処する必要がある。

アメリカにおいて減損会計が導入されたときは好況時であり、7年間の議論の期間を置いている。アメリカでの減損会計導入の背景は、現在の日本の状況とはまるで違う状況であった。土地の含み損といった日本固有の問題もあり、他国の基準をそのまま導入することはできない。

実務における具体的な指針が2003年10月31日に公表されたとは言え、様々な問題が解決されたとは思えない。財務諸表の透明性、国際的調和といった観点から、その導入が急がれるのではなく、実務界からの様々な問題が、十分に議論し尽くされてからでも遅くはない。いずれにせよ、日本では実務上馴染みの薄い測定方法等を用いて減損会計の実務をこなしていくことになると思うが、産業界でも周知徹底されてから導入されることを望みたい。

26) 昭和49年の商法改正によって、商法第32条2項に「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という規定が設けられた。会計基準→公正ナル会計慣行とみなされる。

27) 2002年8月9日企業会計審議会から公表された「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」

本稿は、指導教授中野が大学院修士課程2年の修士論文「固定資産の減損会計—近年の動向について—」を1年間かけて完成した要約である。

固定資産の減損会計は、日本経済のバブル崩壊後に起こってきたデフレ経済の一現象である。世界の経済が“国際化”の名の下に会計基準も世界統一化へと向かっている。

本稿は、そうした意味で極めてタイムリーな論題であり、その内容も充実したものとなっている。筆者の会計学に対する今後の真摯な努力を期待してやまない。

【参考文献】

和書

- (1) 新井清光『企業会計原則論』森山書店、1985年
- (2) 石川純治『時価会計の基本問題』中央経済社、2000年
- (3) 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門 第3版』日本経済社、2000年
- (4) 梅原秀継『減損会計と公正価値会計』中央経済社、2001年
- (5) 黒沢 泰『不動産の時価評価と減損会計』中央経済社、2002年
- (6) 小賀坂 敦『この一冊で時価会計・減損会計がわかる→できる』ビジネス社、2001年
- (7) 木下照嶽『市民生活会計』森山書店、1993年
- (8) 斎藤静樹『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002年
- (9) 嶋村剛雄『財務諸表の理論と実務』第三出版、1988年
- (10) 醍醐 聰『日本の企業会計』東京大学出版、1990年
- (11) 醍醐 聰『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社、2000年
- (12) 田中建二『時価会計入門』中央経済社、1999年
- (13) 田中建二・弥永真生・米山正樹『時価会計と減損』2004年
- (14) 田中 弘『時価主義を考える 第3版』中央経済社、2002年
- (15) デロイト トウシュ トーマツ編著『国際財務報告基準の実務』2003年
- (16) 辻山栄子『逐条解説 減損会計基準 第2版』中央経済社、2004年
- (17) 広瀬義州『財務会計 第4版』中央経済社、2003年
- (18) 星野一郎『金融機関の時価会計—背景・役割・影響—』東洋経済新報社、2001年
- (19) 宮本匡章・森田哲彌『会計学辞典〈第4版〉』中央経済社、2001年
- (20) 吉田康英『金融商品の時価会計』税務経理協会、1999年
- (21) 弥永真生『商法計算規定と企業会計』中央経済社、2000年
- (22) 米山正樹『減損会計—配分と評価—(増補版)』森山書店、2003年
- (23) 中央青山監査法人研究センター『減損会計基準ガイドブック』2002年
- (24) 平松一夫・広瀬義州 [訳]『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社、2000年
- (25) 広瀬義州・間島進吾『コンメンタール国際会計基準 I』税務経理協会、1999年
- (26) 減損会計研究委員会報告『減損会計をめぐる論点』企業財務制度研究会、1998年
- (27) 日本簿記学会第17回関東部会『報告要旨集』2001年6月23日
- (28) 日本会計研究会・特別委員会『国際会計基準の導入に関する総合的研究—最終報告書』2003年9月
- (29) 河合秀敏先生古希記念出版委員会 [編] = 上妻義直 = 『21世紀の会計と監査』同文館出版、2003年

和雑誌

『企業会計』

- (1) 森田哲彌「原価主義会計の再検討」第47巻第1号, (1995)
- (2) 広瀬義州「取得原価主義会計の再検討」第47巻第1号, (1995)
- (3) 白鳥栄一「伝統的原価主義会計の矛盾～国際会計基準などの国際的潮流から判断して～」第47巻第1号, (1995)
- (4) 川村義則「減損会計における現在価値と公正価値～米国基準と国際会計基準の比較検討」第52巻第2号, (2000)
- (5) 須田一幸「固定資産の現在価値」第52巻第8号, (2000)
- (6) 斉藤静樹・中島公明・辻山栄子・逆瀬重郎・小宮山賢「座談会『固定資産の会計処理に関する論点の整理』について」第52号第9号, (2000)
- (7) 辻山栄子「固定資産の評価」第53巻第1号, (2001)
- (8) 松尾浩明「販売用不動産の減損処理」第53巻第4号, (2001)
- (9) 久野佳樹「有価証券等の減損処理」第53巻第4号, (2001)
- (10) 花田重典「有価証券の減損処理」第53巻第10号, (2001)
- (11) 油谷成恒「販売用不動産・固定資産の減損処理」第53巻第10号, (2001)
- (12) 平松 朗「『固定資産の会計処理に関する審議の経過報告』について」第53巻第10号, (2001)
- (13) 石川純治「減損会計と利益計算の構造」第53巻第11号, (2001)
- (14) 木下徳明「相談室Q & A会計実務」第53巻第11号, (2001)
- (15) 加古宜士「グローバルスタンダードとトライアングル体制」第54巻第1号, (2002)
- (16) 平松一夫「概念フレームワークと会計基準」第54巻第1号, (2002)
- (17) 安藤英義「商法と会計基準」第54巻第1号, (2002)
- (18) 武田昌輔「税法と会計基準」第54巻第1号, (2002)
- (19) 山田辰己「会計基準の国際化の現状と課題～急速に進展する会計基準の国際的統合化への対応の必要性」第54巻第1号, (2002)
- (20) 阿部光成「資産の減損」第54巻第1号, (2002)
- (21) 渡辺章博「無形固定資産」第54巻第1号, (2002)
- (22) 山中成大「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の解説 第56巻第2号, (2004)
- (23) 山岸 聡「減損会計で求められる経営判断～経営計画にどう反映させるか」第56巻第3号, (2004)
- (24) 辻前正紀「平成16年9月中間決算における減損会計基準早期適用のポイント」第56巻第9号, (2004)
- (25) 島原宏明「商法からみた会計基準の考え方～固定資産の減損会計」第56巻第11号, (2004)
- (26) 古賀智敏「公正価値会計の考え方と課題～公正価値測定の概念的構図と課題」第56巻第12号, (2004)

『JICPAジャーナル』

- (1) 宗像雄一郎「有形固定資産の評価損に関する会計処理上の問題点」第8巻第5号, No.490 (MAY. 1996)
- (2) 加古宜士「トライアングル体制拡大のための方向性について」第8巻第12号, No.497 (DEC. 1996)
- (3) 田中建二「現在価値測定の進展～減損会計を中心にして～」第12巻第11号, (NOV. 2000)
- (4) 辻山栄子・伊藤大義・米谷斉「『固定資産の減損会計』について聞く」第13巻第9号, No.554 (SEP. 2001)

『COFRIジャーナル』

- (1) 岩松 充・林 雅夫「『減損会計をめぐる論点』について」第31号, (1998. 6)
- (2) 平松 朗「『固定資産の会計処理に関する論点の整理』について」第40号, (2000. 9)
- (3) 辻山栄子「会計測定と時価の諸概念」第42号, (2001. 3)

『會計』

- (1) 井上良二 「原価主義会計と価値会計の論理」第148巻第2号, 1995. 8
- (2) 井上良二 「低価基準における時価の意味」第150巻第6号, 1996. 12
- (3) 米山正樹 「原価配分のもとの簿価修正」第158巻第2号, (2000. 8)
- (4) 井上良二 「時価会計における減損会計の意味」第158巻第6号, (2000. 12)
- (5) 齊藤静樹 「会計上の評価と事業用資産の減損」第159巻第4号, (2001. 4)
- (6) 米山正樹 「減損処理と現行ルールの内的整合性」第160巻第3号, (2001. 9)

『税経通信』

- (1) 醍醐 聰 「現在価値評価と減損会計」第55巻第15号, (2000. 12)
- (2) 桜井久勝 「インタビュー国際会計基準 資産の減損」第54巻第14号, (1999. 10)
- (3) 小野行雄 「国際会計基準のケース・スタディー 資産の減損」第54巻第14号, (1999. 10)

『税務QA』

- (1) 川北 博 「商法上の固定資産の評価 (その1—範囲と取得原価主義)」第19号, (2003. 10)
- (2) 川北 博 「商法上の固定資産の評価 (その2—減価償却)」第20号, (2003. 11)
- (3) 川北 博 「商法上の固定資産の評価 (その3—予測不能の減損と評価減)」第21号, (2003. 12)
- (4) 川北 博 「固定資産の評価 (その4—減損会計)」第22号, (2004. 1)
- (5) 川北 博 「固定資産の評価 (その5—減損会計・完)」第23号, (2004. 2)
- (6) 小谷 融 「会計ビックバン以後の新会計基準」第26号, (2004. 5)

『税務弘報』

- (1) 小澤善成 「キャッシュフローを高める保有不動産の再点検～再活用・処分的手法と税務 減損会計導入前にしておきたい保有不動産の見直しと対応策」『税務弘報』第49巻第10号, (2001. 9)
- (2) 米谷 斉 「減損会計—『経過報告』にみる実務問題 減損会計が企業に与えるインパクト」第49巻第11号, (2001. 10)

その他の雑誌

- (1) 川村義則 「減損会計基準の国際的動向」日本簿記学会第17回関東部会『報告要旨集』(2001. 6)
- (2) 勝尾祐子 「在庫品の低価評価と固定資産の減損～簿価切り下げの論拠～」『産業経理』第61巻第3号, (2001)

会計基準等

- (1) 大蔵省企業会計審議会 「金融商品に係わる会計基準の設定に関する意見書」『企業会計3月号付録』1999. 3
- (2) 大蔵省企業会計審議会 「固定資産の会計処理に関する論点の整理」2000年6月23日
- (3) 金融庁企業会計審議会 「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」2001年7月6日
- (4) 金融庁企業会計審議会 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」2002. 8
- (5) 金融庁企業会計基準委員会 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」2003. 10
- (6) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard No. 16, *Property, Plant and Equipment*, 1998. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準有形固定資産』日本公認会計士協会, 1998年)

- (7) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard No.36, *Impairment of Assets*, 1998. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準資産の減損』日本公認会計士協会, 1998年)
- (8) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard No.40, *Investment Property*, 2000.
- (9) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard E64, *Investment Property*, 1999. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準投資不動産(案)』日本公認会計士協会, 1998年)
- (10) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.121, *Accounting for the Impairment of Long-lived Assets and for Long-Livid Assets to Be Disposed Of*, 1995.